

事務連絡
令和5年9月28日

建設業者団体の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課 建設業技術企画室長

広島県の盛土規制による建設発生土の搬出先確認について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害の発生等を踏まえ、不法・危険盛土等の発生を防止するため、盛土規制法と併せ、建設発生土の搬出先の明確化等に関する取り組みとして、資源有効利用促進法の省令改正による計画制度の強化により、元請業者に搬出先の確認や搬出後の土砂受領書の確認などが義務づけられています。

9月28日に、広島県（政令市（広島市）、中核市（呉市、福山市）を除く）において盛土規制法に基づく規制区域が指定され、建設発生土の搬出先の確認の際は、法に基づく許可・届出が行われているかの確認が必要となります。

別紙「広島県における盛土規制法の許可・届出の確認について」を確認いただき建設発生土の適正な処理に努めていただくよう周知させていただきます。

また、ストックヤード運営事業者登録制度つきましても、ストックヤード事業者の皆様に登録制度を紹介いただきますよう協力をお願いいたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の関係建設業者に対して周知いただくよう、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

○別紙「広島県における盛土規制法の許可・届出の確認について」

○建設業者向けチラシ

令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が最終搬出先まで義務づけられます！

～ストックヤード運営事業者登録制度を活用ください～

○ストックヤード事業者向けチラシ

「ストックヤード運営事業者登録制度」を知っていますか？

<参考>

○国土交通省ウェブサイト [「建設発生土の搬出先計画制度」](#)

- ・別添2 確認結果票作成に当たっての解説
- ・建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

※「建設発生土の搬出先計画制度」を Web 検索

広島県における盛土規制法の許可・届出の確認について

広島県の宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」と記載)に基づく規制区域の指定(令和5年9月28日)により、建設発生土の搬出先における法に基づく許可・届出の確認が必要となります。確認にあたっては下記の事項を確認ください。

1. 規制区域の確認について

広島県における盛土規制法に基づく規制区域(宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域)の確認につきましては、広島県のホームページで公表されていますので確認ください。

【規制区域市町】

政令市(広島市)、中核市(呉市、福山市)を除く市町が指定されています。

参考 広島市:盛土規制法施行後2年以内の指定

呉市:令和6年度内指定予定

福山市:令和6年度内指定予定

2. 盛土規制法に基づく届出の確認について

盛土規制法の規制区域の指定の際に既に行われている宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事^{*}(旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可及び宅地造成等規制法の許可を受けたものは除く)は、盛土規制法の指定があった日から21日以内(令和5年10月18日(水)まで)に届出を提出することとなっています。期限までに届出が出されていない場合は、搬出先として不適正になります。

※ 許可や届出に必要な一定規模の工事や許可を要しない工事がありますので、広島県の許可・届出申請の手引等(広島県ホームページ掲載)で確認ください。

3. 盛土規制法に基づく許可の確認について

盛土規制法の規制運用開始後(令和5年9月28日以降)に行う宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事^{*}においては許可が必要になります。許可を受けると許可通知書が交付されます。許可を受けていない場合は、搬出先として不適正になります。

4. 許可・届出の情報確認について

広島県が運用していますインフラマネジメント基盤「DoboX」により、許可・届出の情報を確認することが可能になります。

なお、許可・届出の情報が反映されるまでに時間を要することがありますので、確認を急がれる場合は、許可・届出の状況について搬出先の工事主等に確認ください。

令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が 最終搬出先まで義務づけられます！ ～ストックヤード運営事業者登録制度を活用ください～

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています（次ページを確認ください）。

令和6年6月からは、ストックヤードに搬出した場合においても最終搬出先まで確認を行うことが義務づけられます。

国に登録されたストックヤードに搬出した場合は、最終搬出先までの確認を行うことが不要となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆

（500㎡以上の土を搬出する工事等が対象）



登録ストックヤードに搬出した場合は
最終搬出先まで確認することが不要となります。



・最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

普段からお取引のあるストックヤード事業者の皆様にも、
登録制度のご紹介をお願いします。

「建設発生土の搬出先の明確化」による 新たな制度が始まっています！ ～資源有効利用促進法省令改正～

「建設発生土の搬出先の明確化等」の取組として、資源有効利用促進法の省令改正（令和5年1月より順次施行）により、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています。



＜再生資源の搬入又は指定副産物の搬出前に実施すること＞

- 契約の際は、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積もりを適切に行うよう努めてください。
- 再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）を作成してください。
 - 一定規模以上※¹の工事を施工する場合、計画を作成すること
 - 建設発生土を搬出する際は、あわせて以下の項目の確認結果票を作成すること
 - ① 建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることの確認※²
 - ② 発注者等が行った土壤汚染対策法等の状況等の確認
 - 計画書は発注者へ提出し説明すること
 - 計画書は工事現場の公衆の見やすい場所へ掲示すること
 - 作成した計画を運送事業者へ通知すること
 - 工事現場に責任者を置くことにより管理体制を整備し、同計画の事務を適切に行うこと

※1 計画を作成しなければならない一定規模以上の工事

再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画） 土砂500m³以上、Co塊・As塊・建設発生木材は合計が200t以上

再生資源利用計画（再生資源を利用（搬入）する際の計画） 土砂500m³以上、砕石500t以上、加熱アスファルト混合物200t以上

※2 盛土規制法や土砂条例、他法令による許可及び届出が行われているかなどを確認

＜建設発生土の搬入後又は搬出後に実施すること＞

- 建設発生土を搬出先へ搬出したときは、受領書の確認を受けてください。
- 受領書の写しを工事完成後5年間保存してください。
- 搬出先が計画書と一致することを確認してください。
- 建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元に受領書を交付してください。



＜建設工事の完成後に実施すること＞

- 計画の実施状況を記録・保存してください。
 - 元請業者は、計画の実施状況を把握して記録し、受領書の写しと合わせて5年間保存すること
 - 発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告すること
- 建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存してください（令和6年6月より施行）。
 - 元請業者は建設発生土が計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、保存すること
 - 更に他の搬出先へ搬出されたときも同様である
 - ただし、①～④に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

↑（前ページをご覧ください）



「ストックヤード運営事業者登録制度」 を知っていますか？

令和5年5月より
登録スタート

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう新たな制度が始まりました。

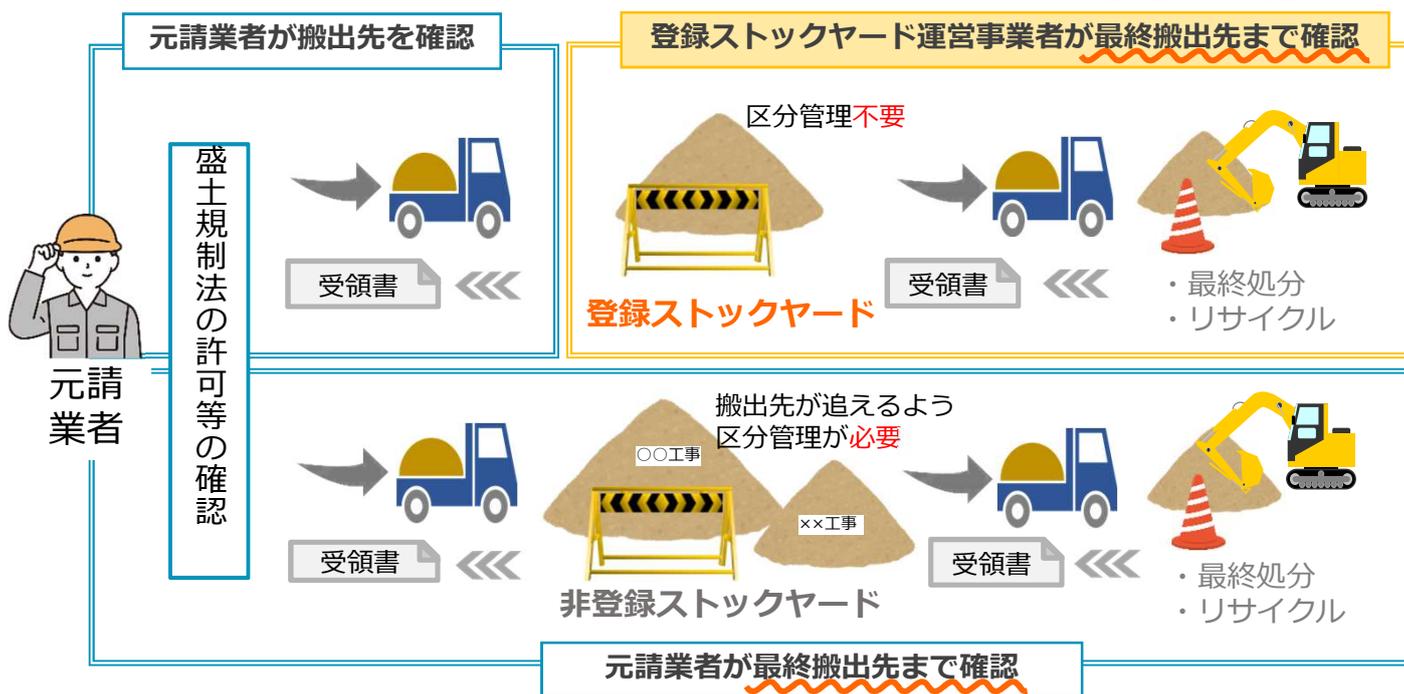
新たな制度では、**令和6年6月より**、建設発生土を搬出する工事を請負う**元請業者は**、搬出された建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されないことがないよう、**最終搬出先まで確認することが義務づけられます**※（資源有効利用促進法省令）。

一方、**登録ストックヤードに搬出した場合は**、登録ストックヤード運営事業者がその後の適正な搬出を引き継ぐことになるので、**元請業者は最終搬出先までの確認は不要**となります。

つまり、登録ストックヤード運営事業者の皆様は、建設発生土の適切な利用・処分に向けた枠組みの一翼を担う主体となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆

※500㎡以上の土を搬出する工事等が対象



- 元請業者による搬出先の盛土規制法の許可等（盛土規制法や土砂条例等の許可又は届出、土壌汚染防止対策法等の手続き状況等）の確認、搬出先の確認（受領書の交付）は既に始まっています。
- 最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

登録されると・・・

- 元請業者の負担が軽減することから、建設発生土の搬出先として、**選ばれやすくなる**ことが期待されます。
- 登録された事業者の一覧は、**国のHPで公表**されます。この一覧は、建設発生土を搬出する方が、搬出先を探す際に活用することも想定しています。

『ストックヤード運営事業者登録制度』の概要

<登録可能なストックヤードとは？>

- スtockヤードとは、再び搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を一時的に堆積する場所を指します。
(例) スtockヤード、土質改良プラント、自社の資材置き場 等
- 営利・非営利の別は問いません。

<登録されたら実施する業務とは？>

- 運営するストックヤードごとに、公衆の見やすい場所に登録番号等を記載した標識を掲げてください。標識の様式は申請様式と合わせてHP※で配布しています。

土砂を搬入した際に行うこと

- 土砂を搬入する際は、搬入元に対し、受領書を交付してください。なお、受領書の写しは5年間保存する必要があります。
- 土砂の搬入管理及び記録の保存を行い、搬出記録とあわせて年一回国に報告してください。

土砂を搬出した際に行うこと

- 土砂を搬出する際は、搬出先が盛土規制法の許可地等であるか確認し、確認結果を記載した書面を作成する必要があります。詳細はHP※をご確認ください。
- 土砂を搬出するトラック運送事業者に、搬出先の確認結果を通知してください。
- 土砂の搬出を他のものに委託する場合、土砂の運搬費や処理経費を代金に適切に反映するよう努めてください。
- 土砂を搬出した際は、搬出先へ搬出したことを証明する書類として、受領書の交付を受けてください。
- 搬出先の確認結果や受領書の写し等は作成後5年間保存する必要があります。
- 他の搬出先に搬出された場合（以下①～④の場合を除く）、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成してください。
- ただし、以下①～④に搬出した場合は、最終搬出先までの確認は不要です。
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）
- 土砂の搬出管理及び記録の保存を行い、搬入記録とあわせて年一回国に報告してください。
- スtockヤードに土砂の搬出入を行う者が使用する車両において過積載が横行し土砂の不法投棄等を招くことがないよう、ストックヤードの利用者に対し法令を遵守するよう指導に努めてください。

<登録申請方法は？>

- 電子メール等にて管轄の地方整備局等へ申請ください。
- 申請様式はHP※よりダウンロードください。
- 申請の手引きを作成していますので、あわせてご確認ください。
- 登録料は無料です。